

東京都北区
地域密着型サービス事業者
公募要項

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

2020年(令和2年)4月
健康福祉部介護保険課

1. 公募の趣旨

北区では、介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を図るため実施するものです。

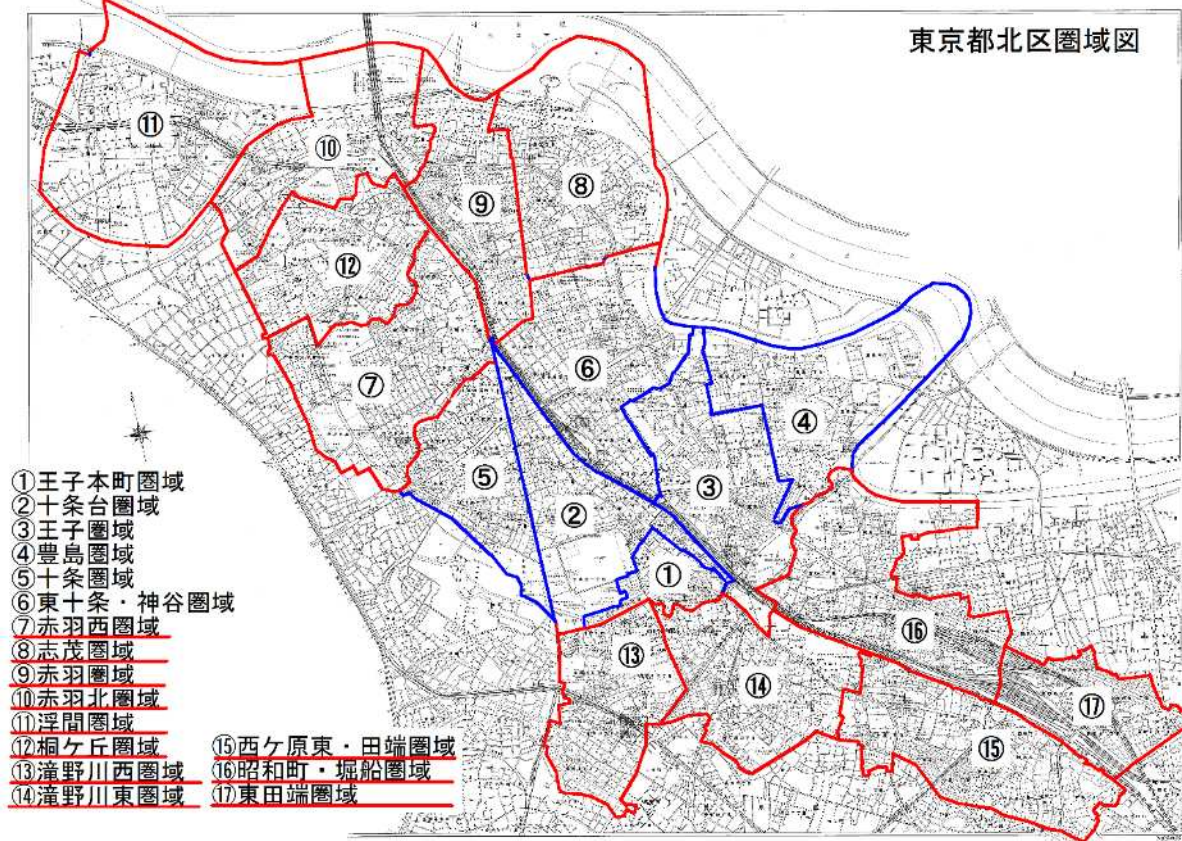
2. 公募する事業及び公募数

公募する事業	募集圏域	整備箇所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	赤羽西圏域 志茂圏域 赤羽圏域 赤羽北圏域 浮間圏域 桐ヶ丘圏域	1
	滝野川西圏域 滝野川東圏域 西ヶ原東・田端圏域 昭和町・堀船圏域 東田端圏域	1

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの普及を図るため、上記圏域以外での事業所の開設についても検討しています。

ご提案いただく場合は、担当までご相談ください。

【圏域図】



	日常生活圏域	住 所
①	王子本町圏域	王子本町1～3丁目
②	十条台圏域	中十条1～4丁目、岸町1～2丁目、十条台1丁目、上十条1丁目
③	王子圏域	王子1～6丁目、豊島1丁目
④	豊島圏域	豊島2～8丁目
⑤	十条圏域	十条台2丁目、上十条2～5丁目、十条仲原1～4丁目
⑥	東十条・神谷圏域	東十条1～6丁目、神谷1～3丁目
⑦	赤羽西圏域	赤羽西1～6丁目（5丁目3～15を除く）、西が丘1～3丁目
⑧	志茂圏域	志茂1～5丁目
⑨	赤羽圏域	岩淵町、赤羽1～2丁目、 赤羽3丁目1～4、5（2～11）、6（1～9・27～32） 赤羽南1～2丁目
⑩	赤羽北圏域	赤羽北1～2丁目、3丁目（3～5、16～25を除く）、 赤羽台4丁目2～15、17（9・25～65）、18、19 赤羽3丁目5（1・13～15）、6（10～26）、7～29
⑪	浮間圏域	浮間1～5丁目
⑫	桐ヶ丘圏域	桐ヶ丘1～2丁目、赤羽北3丁目3～5、16～25、 赤羽台1～3丁目、4丁目1、16、17（1～8・10～24・66・68）、 赤羽西5丁目3～15
⑬	滝野川西圏域	滝野川3～7丁目
⑭	滝野川東圏域	滝野川1～2丁目、西ヶ原2～4丁目
⑮	西ヶ原東・田端 圏域	西ヶ原1丁目、上中里1丁目、中里1～3丁目、田端1～6丁目
⑯	昭和町・堀船圏域	堀船1～4丁目、上中里2～3丁目、昭和町1～3丁目、栄町
⑰	東田端圏域	田端新町1～3丁目、東田端1～2丁目

3. 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。（法人種別は問いません。）

- ・令和2年4月1日現在、介護保険法第78条の2第4項第4号の2から第12号及び第115条の12第2項第4号の2から第12号に該当しない法人であること。
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定により、国、他の地方公共団体及び区の一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- ・会社更生法、民事再生法等による更生または再生手続きを行っていないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、またはその構成員及びそれらの利益になるような活動を行う団体、その構成員ではないこと。
- ・法人が運営している事業所に対し、過去3年以内に都道府県及び区市町村が行った指導検査等において、重大な指摘を受けたことがないこと。

なお、応募者が事業所の指定手続きまでの間に上記に規定する応募資格を有しなくなった場合、または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とします。

4. 応募条件

(1) 応募について

①公募数は、複数ですが、応募することができるのは、1か所とします。

②1つの土地・建物について、応募することができるのは、1法人とします。

(2) 施設の運営について

施設運営に当たっては、介護保険法、老人福祉法、生活保護法等関係法令のほか、東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び東京都北区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例で定めるそれぞれの基準を満たし、事業者として適切な事業を実施すること。

一体型・連携型ともに提案可能であるが、連携型の場合は、訪問看護サービスの提供に支障のない体制を確保すること。

5. 選定の方法

(1) 事業予定者の決定方法

北区が設置する地域密着型サービス運営協議会において、次のとおり審査を行い、最終的に区長が決定します。

なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

(2) 審査方法

①第1次審査

応募書類等提出された書類により、第1次審査を行います。

②第2次審査

第1次審査通過者（原則第1次審査における上位3法人）について第2次審査を実施します。第2次審査では、プレゼンテーション審査を実施し、第1次審査結果と合わせ、総合的に判断します。

※応募法人数が3法人以下の場合は、第1次審査の結果を経ず、第2次審査の対象とします。ただし、事業予定者決定の際には、第1次審査結果及び第2次審査結果を合わせ、総合的に判断します。

(3) 審査結果の通知

第1次審査及び第2次審査の結果については、それぞれ審査対象の全ての事業者にも文書により通知します。

(4) 事業予定者等の公表

応募の状況、審査基準、事業予定者として決定した事業者については、北区ホームページ等で公表します。

6. 選定の基準

事業者選定にあたっての基準については、法人の健全性・安定性や財政基盤の安定性のほか、別紙1「東京都北区地域密着型サービス事業者運営事業予定者審査基準（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）」を参照してください。

なお、選定の過程及び他法人の選定結果詳細については、公開しません。

7. 選定までのスケジュール（予定）

令和2年4月20日（月）	ホームページ等で公募要項公表
4月20日（月）～5月20日（水）	応募意向調査票受付期間
4月22日（水）～6月1日（月）	質疑受付
6月5日（金）	質疑最終回答
6月8日（月）～7月10日（金）	応募書類受付
8月上旬～中旬	第1次審査（書類審査）
8月下旬	第1次審査通過者決定
9月上旬～下旬	第2次審査（プレゼンテーション審査） 事業予定者の決定

8. 応募手続き等

（1）応募意向調査票受付

受付期間・件名	提出先
①提出期限 令和2年4月20日（月） ～令和2年5月20日（水）	健康福祉部介護保険課給付調整係 電話 03-3908-1119 Eメール kaigo-ka@city.kita.lg.jp
②件名 「北区定期巡回応募意向調査票（法人名）」 ※調査票を添付してください。	

※「応募意向調査票」（別紙様式）を電子メールで提出してください。

※整備予定圏域の状況（高齢者人口・要介護認定者数等）は、必要に応じて提示いたします。

※応募意向調査票の提出をもって応募予定者とします。調査票の提出がない場合は、質疑受付及び応募書類受付を行いませんので、ご注意ください。

(2) 質疑受付

受付期間・件名	提出先
①提出期限 令和2年4月22日(水) ～6月1日(月)午後5時	健康福祉部介護保険課給付調整係 電話 03-3908-1119 Eメール kaigo-ka@city.kita.lg.jp
②件名 「北区定期巡回公募質問(法人名)」 ※質問票を添付してください。	

※応募意向調査票の提出があった事業者からの質問について回答します

※「質問票」(別紙様式)に要旨を簡潔に記載のうえ、電子メールで提出してください。電話・FAXによる質問は受け付けません。なお、簡易と思われる質問については、当課までご相談ください。

※質問は順次回答いたしますが、6月5日(金)の回答を最終とします。

※受け付けた質問の回答については、公平を期するため、「応募意向調査票」の提出があった全事業者にメールで通知します。ただし、事業者のノウハウに係る項目については、質問のあった団体にのみ回答いたします。

(3) 応募申込み

①提出日時及び提出場所

提出日時	提出場所
令和2年6月8日(月)～7月10日(金) 月～金 午前9時～午後5時まで	東京都北区王子本町 1-15-22 北区役所第1庁舎1階13番 健康福祉部介護保険課給付調整係 電話 03-3908-1119

※応募意向調査票の提出があった事業者について受け付けします。

※郵送による書類の受付はいたしませんので、あらかじめ電話予約のうえ、ご来庁ください。

※所定の期間内に書類等が提出されなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。

※提出書類に不備がある場合は、受け付けられません。

※書類提出後の差替え及び内容の変更は、提出締切日まで受け付けます。ただし、担当部署の指示による差替え等はこの限りではありません。

※書類受付後の書類審査により、応募資格及び応募要件に該当しない事業者からの応募であることが判明した場合は、応募の申請を不受理としますので、応募資格及び応募要件をよく確認のうえ、申請してください。

②提出書類

	提出書類	部数	様式・留意事項など
1	公募申込書	1	様式1
2	提出書類一覧	1	様式2
3	法人の事業経歴	1	様式3
4	役員名簿、評議員名簿	1	様式4-1、様式4-2 ※評議員がない場合は、様式4-2の提出は必要ありません。
5	代表者の経歴	1	様式5
6	法人の定款または寄附行為	1	最新のもの写し
7	法人登記簿謄本	1	応募申込日3か月以内に発行されたもの
8	決算報告書	1	過去3年分の決算報告書（監査意見書等含む）
9	法人税等納税証明書	1	過去3年分の法人税・法人住民税（市町村民税法人分）納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書（その1） ※社会福祉法人など、非課税となっている法人の場合は、「未納がない」「滞納処分を受けたことがない」証明を添付。詳しくは、税務署・都税事務所などにお問い合わせください。
10	法人の運営実績	1	様式6 ※多くの事業所を開設している場合は、項目を満たすのであれば別に作成可。縦横変更も可。ただし、その場合についても、様式種類・様式名を記載のこと。
11	事業計画概要書	15	様式7
12	事業計画提案書	15	様式8 ※「9. 提案内容」参照。 ※総ページ数20頁以内で作成のこと。 ※様式とは別に資料を添付することは不可としますが、様式内に図表等を貼付することは可とします。
13	既存介護サービス事業所職員の離職状況	15	様式9-1、様式9-2、様式9-3 ※訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護を実施している事業所のみを記載のこと。

14	既存事業所の実地指導結果通知と改善状況報告	15	様式9に記載されている指定訪問介護事業所のうち、都道府県や区市町村の実地検査等における指摘文書及び指導に係る改善内容が記入された文書(過去3年の内の直近のもの1事業所分) ※訪問介護事業を実施していない場合は、その他の事業のものとする。 ※実地検査等を受けたことがない場合は、「実地検査の実績なし」として作成のこと。
15	既存事業所の重要事項説明書	15	様式9に記載されている指定訪問介護事業所1か所の重要事項説明書 ※訪問介護事業を実施していない場合は、その他の事業のものとする。 ※「介護」「介護予防」を分けて作成している場合は、「介護」分とする。

③書類提出方法

(ア) A4版縦型フラットファイルに左綴じにして提出すること。

(イ) 提出書類は次のとおり取りまとめてください。

a 提出書類No.1～15をまとめたものを1部

※表紙に「令和2年度東京都北区地域密着型サービス事業者公募申込書(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)」と「法人名」を表示し、書類には黒塗りすることなく、法人名、事業所名等の記載をしてください。

b 提出書類No.11～15をまとめたものを14部

※表紙に「令和2年度東京都北区地域密着型サービス事業者公募申込書(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)」(法人名は表示しない)と表示し、書類については、法人名、事業所名その他法人等を特定できる事項及び個人名等の個人情報に黒塗りをしてください。(マジックペンなどで黒塗りする場合は、透ける場合がありますのでご注意ください。)

※法人等を特定できる事項として、法人名・事業所名の他にこれまで黒塗りとした例

- ・事業所所在地の区市名より後(「区市」までは黒塗りはしない)
- ・電話番号(下4ケタ位を黒塗りしていただければ可)
- ・HPアドレス
- ・事業所番号
- ・法人代表者名
- ・法人名入りの印

(ウ) 提出書類ごとに書類名を記載したインデックスを付けてください。インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付の上、綴じてください。

※インデックスには提出書類No.ではなく、提出書類名を記載してください。(提出書類の種類が確認できれば、提出書類名の全てを記載しなくても結構です。)

④追加書類の提出

北区が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

⑤費用の負担

応募に必要な費用については、すべて応募者の負担とします。

⑥使用言語及び単位等

応募に関する提出書類等の作成に際して使用する言語は、原則、日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）とし、横書きを原則とします。単位はメートル法を使用することとし、文字の大きさは原則11ポイント以上とします。

9. 提案内容

提出書類のうち、「(様式8) 事業計画提案書」については、以下の内容に留意し、提案してください。なお、様式は必要に応じて伸縮してください。最大でA4で20頁までとします。

※様式内に図表等を貼付する場合は、その図表中の文字の大きさは「11ポイント以上」でなくても可としますが、書類審査の主要な様式となるため、その点を考慮してください。

1. 法人の理念・姿勢	
	(1) 法人の基本理念、経営理念について 従業員への周知方法などを含め記載すること。
	(2) 地域密着型サービスについての考え 介護保険制度における地域密着型サービスの意義・目的についての考えを含め記載すること。特に、整備予定圏域が抱える地域課題を独自に分析し、解決に向けた取組や地域資源を活用した地域づくりについても言及すること。
	(3) 本公募に応募した理由
	(4) 自己評価や外部評価及び情報の公開に関する考え方 評価の実施に関する考え方及び評価に対する取組みを含め記載すること。
2. 法令等の遵守	
	(1) 法令等の遵守についての考え方（労働関係法令を含む）
	(2) 個人情報保護についての考え方（従業員の守秘義務など）
	(3) 過去の指導監査結果に対する取組みについて
3. 運営実績	
	(1) 事業を運営するに足る実績・経験について 介護保険サービス事業の運営実績、経験を含め記載すること。
4. 従業員の採用・育成	
	(1) 人材確保の取組みについて 地域人材の活用を含めた、従業員の募集に当たっての具体的かつ多様な方法、離職率を低くするための取組み、労働環境の配慮などを含め記載すること。
	(2) 従業員の育成・接遇に関する取組みについて 具体的な研修計画やその内容などを含め記載すること。
	(3) 管理者に求める資質・経験について 管理者として配置する従業員の資格を含め記載すること。

	<p>(4) 経験のある従業員の採用について 経験のある従業員の配置に対する考え方などを含め記載すること。</p>
5. 運営管理	
	<p>(1) 危機管理体制について 非常災害時の体制の内容、応援体制などを含め記載すること。</p>
	<p>(2) 事故防止・安全対策及び事故発生時の対応について 事故防止に対しての取り組み、発生した際の対処方法などを含め記載すること。</p>
	<p>(3) 衛生管理体制について 感染症や食中毒に関しての具体的な予防対策、発生した際の対処方法などを含め記載すること。</p>
	<p>(4) 苦情処理のための体制について 苦情処理の体制の内容、具体的な処理の手順などを含め記載すること。</p>
6. 利用者への対応	
	<p>(1) 24時間365日サービス提供についての考えについて 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが適すると考えられる利用者像や定期巡回・随時対応・随時訪問・訪問看護のサービスのどのサービスに重点を置くのかなどを含め記載すること。</p>
	<p>(2) 具体的な介護の方針について 日常生活上の支援（入浴や食事などの支援内容）についての具体的な内容、自立支援のための具体的な手法などを含め記載すること。</p>
	<p>(3) 個人データ等の管理について 個人データの管理方法、合い鍵の管理方法などを含め記載すること。</p>
	<p>(4) 利用者等への人権及び尊厳に対する考えについて 身体拘束や虐待防止に対する考え、取り組みなどを含め記載すること。</p>
	<p>(5) ターミナルケアに対する考え方について ターミナルケアの具体的な方法などを含め記載すること。</p>
	<p>(6) 認知症ケアに対する考え方について 認知症対応策の具体的な手法、ケアの内容の創意工夫などを含め記載すること。</p>
	<p>(7) 配置するオペレーターの職種とその考え方について 職種と配置に対する考え方を含め記載すること。</p>
	<p>(8) 適切にサービスを提供する体制について 迅速に訪問するための方法などを含め記載すること。</p>
7. 事業の適正な運営	
	<p>(1) サービスの質の向上への取り組みについて 向上への具体的な目標や方策を含め記載すること。</p>
	<p>(2) 介護・医療連携推進会議の設置に関する考え方について 設置計画、構成する委員などを含め記載すること。</p>
	<p>(3) 利用者の確保に関する考えについて 利用者を確保するための方法を含め記載すること。</p>

	<p>(4) 他のサービス事業者及び関係機関等との連携について</p> <p>地域の医療・保健・福祉関係機関、行政機関や区内事業者との連携について記載すること。</p> <p>地域において定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが定着するために必要な取組について記載すること。</p>
8.	<p>本提案を行う上で、特に強調したい点</p> <p>1～7の項目に限らず、応募にあたって、特に強調したい点について記載すること。</p>

10. 選定後の手続き

事業開始の準備が整った時点で、区に地域密着型サービス事業所の指定申請書等を提出します。区が指定申請書等の審査及び現地調査を行い、指定します。

ただし、指定申請書等の審査結果により、指定基準に満たない場合は、指定しないことがあります。

※補助制度の日程の都合上、事業開始まで一定の期間を要する場合があります。選定後、事業開始時期について必ず区担当者と調整後、手続きを進めてください。

11. 補助制度

(1) 補助制度の内容

補助制度の内容は、次のようになります。補助金の活用を予定している場合は、資金計画を作成する際に、補助予定額を見込んでください。

※補助予定額は、現時点でのものとなっているため、今後変更となる場合があります。

①施設整備費補助

補助対象事業	補助予定額
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1施設あたり 5,940千円

②施設の開所に係る設備整備費等補助

補助対象事業	補助予定額
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業	1施設あたり 14,000千円

※設備整備等補助の対象事業とは、次のものを想定しています。

- ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に利用者から通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入
- ・適切にオペレーターに通報できる端末の購入又はリース
- ・ICTを活用した、訪問介護員等がサービス提供の状況をリアルタイムで情報共有するため携帯する端末（当該情報共有を管理するためのシステム等を含む）
- ・職員の募集に係る経費
- ・上記の他、事業の立ち上げに必要な経費

(2) その他

①補助制度を活用する場合は、公募申請とは別に補助金協議等の手続きがあり、協議スケジュー

ールに合わせ、別途関係書類が必要となります。

なお、交付申請時期が限られております。開設時期を設定する際は、十分にご留意ください。

- ②北区の補助制度は、国の交付金や東京都の補助制度を活用しているため、区の補助要綱のほか、別途、国及び東京都の要綱に基づいて、条件が付されます。
- ③交付金及び補助金は、国または東京都との協議により、交付が決定されるものであるため、必ずしも交付されるものとは限りません。
- ④現在、地域との連携の評価や地域課題の解決に資する活動への関わりを評価する区独自の報酬（加算）を検討中です。

12. 問い合わせ（提出）先

北区健康福祉部介護保険課給付調整係

〒114-8508 北区王子本町一丁目 15 番 22 号 北区役所 第一庁舎 1 階 1 3 番

電話 03-3908-1119（直通）

FAX 03-3908-9257

Eメール kaigo-ka@city.kita.lg.jp

担当 泉（いずみ）横田（よこた）

13. その他

- （1）書類提出後、選定前までに応募を辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名、代表者名の記名、法人代表者印の押印のある応募辞退届（様式自由）を提出してください。
- （2）提出された書類は、選定を行う際に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- （3）提出された書類は、理由の如何にかかわらず、返却いたしません。
- （4）北区が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁じます。
- （5）審査の過程については、公表いたしません。
- （6）応募書類及び提案書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、北区は事業者の公表等に必要な場合は、応募書類及び提案書の内容を無償で使用できるものとします。決定事業者の提案内容について情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき、公開します。